

令和2年度

事業概要



令和3年11月

福井市保健所

Health Center of Fukui city

目 次

1 福井市保健所の概要	1
1 市の状況	1
2 沿革	4
3 組織	5
4 課・室別職種別職員配置表	6
5 福井市保健所運営協議会	6
6 主な定期業務	7
2 医事	8
1 医療施設の状況	8
2 医療安全相談	8
3 施術所	8
4 医療従事者数	9
5 骨髄等提供ドナー支援制度	9
3 病院・診療所への立入検査	10
4 薬事	11
1 薬事関係施設の状況	11
2 毒物劇物関係施設の状況	12
5 感染症対策	13
1 感染症対策	13
2 結核対策	15
3 エイズ対策	18
4 肝炎対策	19
5 風しん対策	20
6 新型コロナウイルス感染症対策	20
6 健康危機管理体制の整備	21
7 母子保健	22
1 小児慢性特定疾病児童支援	22
2 不妊治療支援	23
8 難病支援	24
1 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況	24
2 難病患者地域支援対策推進事業	24
9 精神保健支援	26
1 精神障がい者の地域生活支援	26

2 精神保健相談	27
3 精神保健の理解促進に関する普及啓発	27
4 自殺対策事業	27
10 栄養管理支援	29
1 栄養管理支援事業	29
2 食品表示(栄養成分表示)等の推進	29
3 国民健康・栄養調査	30
11 受動喫煙対策	31
12 食品衛生	32
1 食品衛生事業	32
2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発	34
3 食品による健康被害等に関する対応	35
13 動物愛護管理業務	36
1 動物取扱業への監視指導	36
2 飼い主のいない猫の不妊手術費助成事業	37
14 狂犬病予防業務	38
15 環境衛生	39
1 生活衛生事業	39
2 浄化槽の適正な維持管理	40
3 特定建築物に対する監視指導	40
4 温泉利用施設に対する監視指導	41
5 遊泳用プール施設に対する監視指導	41
16 研修生・実習生の受入れ	42

※ 出典記載のないものは、福井市保健所調べ

1 福井市保健所の概要

1 市の状況

本市は、本州の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、県の北部、福井平野の真ん中に位置し、西方は山岳地帯を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸に臨み、その他はおおむね平坦地でこの間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し日本海に注いでいます。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市と相対し、東方は吉野ヶ岳を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に接しています。

市街地の中央部には JR 北陸本線が縦貫しており、福井駅を起点に JR 越美北線が東方に、えちぜん鉄道や福井鉄道が市内を走っています。また、国道8号、158号、305号、365号、416号をはじめ、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっています。

なお、さらなる市民サービスの向上と、人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、平成31年4月1日、中核市に移行しました。

市及び福井市保健所の位置



住民基本台帳に基づく人口・世帯数

(各年12月31日時点)

	種別	世帯数	人口(人)			世帯平均 構成人員
			総数	男	女	
平成30年度	福井市	103,494	264,326	127,838	136,488	2.55
	福井県	295,106	786,431	381,826	404,605	2.66
令和元年度	福井市	104,495	263,129	127,387	135,742	2.52
	福井県	296,938	779,978	379,100	400,878	2.63
令和2年度	福井市	105,313	261,601	126,637	134,964	2.48
	福井県	299,272	774,541	376,704	397,837	2.59

出典：福井県の住民基本台帳人口

人口の推移

(各年 10 月 1 日時点) (人)

	種別	人口			
		総数	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
平成 17 年度	福井市	269,144	38,501	172,177	57,264
	福井県	821,592	120,745	513,858	185,501
平成 22 年度	福井市	266,796	36,175	160,531	107,011
	福井県	806,314	112,192	485,409	200,942
平成 27 年度	福井市	265,904	34,073	151,638	121,047
	福井県	786,740	102,986	451,409	222,408

※ 国勢調査による。なお、一部年齢不詳があるため総数に一致しない。

表 1 出生数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	出生数	人口千対	出生数	人口千対	出生数	人口千対
平成 29 年度	2,201	8.4	5,856	7.6	946,065	7.5
平成 30 年度	2,149	8.3	5,826	7.6	918,400	7.4
令和元年度	2,000	7.7	5,307	7.0	865,239	7.0

出典：人口動態統計（表 1～表 6）

表 2 死亡数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	人口千対	死亡数	人口千対	死亡数	人口千対
平成 29 年度	2,909	11.1	9,347	12.2	1,340,397	10.8
平成 30 年度	2,959	11.4	9,221	12.1	1,362,470	11.0
令和元年度	2,995	11.6	9,593	12.7	1,381,093	11.2

表 3 死産数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	死産数	出生千対	死産数	出生千対	死産数	出生千対
平成 29 年度	50	22.2	107	17.9	20,364	21.1
平成 30 年度	53	24.1	128	21.4	19,614	20.9
令和元年度	50	25.0	120	22.6	19,454	22.5

表 4 婚姻数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	婚姻数	人口千対	婚姻数	人口千対	婚姻数	人口千対
平成 29 年度	1,259	4.8	3,381	4.4	606,952	4.9
平成 30 年度	1,232	4.7	3,274	4.3	586,481	4.7
令和元年度	1,228	4.7	3,320	4.4	599,007	4.8

表5 離婚数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	離婚数	人口千対	離婚数	人口千対	離婚数	人口千対
平成29年度	414	1.6	1,083	1.4	212,296	1.7
平成30年度	421	1.6	1,081	1.4	208,333	1.6
令和元年度	426	1.6	1,093	1.4	208,496	1.7

表6 市内死因別死亡数及び率 (人口10万対) (令和元年)

(人)

		福井市	福井県	全国
人口		258,921	755,306	123,731,176
総死亡	死亡数	2,995	9,593	1,381,093
	人口10万対	1,156.7	1270.1	1116.2
悪性新生物	死亡数	777	2,350	376,425
	人口10万対	300.1	311.1	304.2
心疾患	死亡数	495	1,550	207,714
	人口10万対	191.2	205.2	167.9
肺炎	死亡数	219	717	95,518
	人口10万対	84.6	94.9	77.2
脳血管疾患	死亡数	261	802	106,552
	人口10万対	100.8	106.2	86.1
老衰	死亡数	197	851	121,863
	人口10万対	76.1	112.7	98.5
不慮の事故	死亡数	110	336	39,184
	人口10万対	42.5	44.5	31.7
腎不全	死亡数	70	206	26,644
	人口10万対	27.0	27.3	21.5
自殺	死亡数	38	112	19,425
	人口10万対	14.7	14.8	15.7
大動脈瘤及び解離	死亡数	46	135	18,830
	人口10万対	17.8	17.9	15.2
肝疾患	死亡数	24	84	17,273
	人口10万対	9.3	11.1	14.0
慢性閉塞性肺疾患	死亡数	40	126	17,836
	人口10万対	15.4	16.7	14.4
糖尿病	死亡数	41	127	13,846
	人口10万対	15.8	16.8	11.2
その他	死亡数	677	2,197	319,983
	人口10万対	261.5	290.9	258.6

※ 県および市の諸率は福井市保健所にて算出した。(死亡数/人口)*100,000)

2 沿 革

		取 組 事 項 等
平成 28 年度	4 月	・ 福祉保健部保健センター保健所準備室の設置
平成 29 年度	4 月	・ 実務研修のため、県へ市職員の派遣【8 名】
	3 月	・ 市議会で中核市指定の申出の同意（22 日）
平成 30 年度	4 月	・ 福祉保健部保健センター保健所準備課の設置 ・ 実務研修のため、県へ市職員の派遣【14 名】 ・ 県知事へ中核市指定申出の同意申入れ（18 日）
	9 月	・ 県議会で中核市指定申出同意議案を可決（14 日） ・ 知事から中核市指定申出の同意書の交付（18 日） ・ 総務大臣へ中核市指定の申出（18 日）
	10 月	・ 中核市に指定する政令の閣議決定（26 日） ・ 中核市に指定する政令の公布（31 日）
平成 31 年度	4 月	・ 中核市移行（1 日） ・ 福井市保健所の開設（福井市西木田 2 丁目 8 番 8 号） ・ 福井市保健所に保健企画課（管理企画係・医事薬事係）、保健予防室（予防対策係）、保健支援室（相談支援係）、生活衛生室（食品衛生係・環境衛生係）を設置

3 組 織

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

所長 ————— 保健企画課

- (1) 福井市保健所の管理及び運営に関すること。
- (2) 地域保健に係る統計等に関すること。
- (3) 医事に関すること。
- (4) 保健衛生関係従事者の免許に関すること。
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関すること。
- (6) 柔道整復師に関すること。
- (7) 衛生検査所に関すること。
- (8) 歯科技工所に関すること。
- (9) 骨髄バンク事業に関すること。
- (10) 薬事に関すること。
- (11) 毒物及び劇物に関すること。

————— 保健予防室

- (1) 健康危機管理体制の整備に関すること。
- (2) 感染症対策に関すること。

————— 保健支援室

- (1) 小児慢性特定疾病対策に関すること。
- (2) 特定不妊治療費助成に関すること。
- (3) 難病の患者に対する医療等に関すること。
- (4) 精神保健福祉に関すること。
- (5) 特定給食施設等の栄養指導に関すること。
- (6) 栄養成分表示に関すること。
- (7) 国民健康・栄養調査に関すること。
- (8) 受動喫煙防止対策に関すること。

————— 生活衛生室

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) と畜場に関すること。
- (3) 食鳥処理に関すること。
- (4) 食品表示(衛生事項)に関すること。
- (5) 調理師及び製菓衛生師の免許に関すること。
- (6) 狂犬病予防に関すること。
- (7) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (8) 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場及び興行場に関すること。
- (9) 家庭用品の規制に関すること。
- (10) 温泉の利用に関すること。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (12) 化製場等に関すること。
- (13) 浄化槽の設置及び管理、保守点検業に関すること。

4 課・室別職種別職員配置表 (令和2年4月1日現在) (人)

職 種	保健所長	保健企画課	保健予防室	保健支援室	生活衛生室	合計
医 師	1		1			2
獣医師					3(1)	3(1)
薬剤師		3(1)			7(2)	10(3)
保健師			6(2)	6(2)		12(4)
管理栄養士				1		1
社会福祉士				1		1
食品衛生 監視員					1	1
技 術		1	1		1	3
事 務		7	1	1	2	11
合 計	1	11(1)	9(2)	9(2)	14(3)	44(8)

()内の人数は県からの派遣

5 福井市保健所運営協議会

保健、医療、福祉、衛生に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、保健所の運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

開催状況

開催日	令和3年2月18日(木) 14:00 ~ 15:20
場 所	福井健康福祉センター 3階 大会議室
議 題	令和2年度福井市保健所の主な事業について 令和3年度新規事業について 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

委員名簿

(令和2年8月1日現在)

区 分	氏 名	所属・役職名
医療関係団体	柏原 謙悟	福井市医師会会長
〃	岡田 正二郎	福井市歯科医師会会長
〃	上原 敏	福井市薬剤師会会長
〃	高木 平光	福井県獣医師会会長
〃	長谷川 まゆみ	福井県看護協会専務理事
学 校 関 係	谷口 政則	福井市学校保健会副会長
社会福祉関係団体	大島 友治	福井市民生児童委員協議会連合会会長
事 業 場	北野 憲太郎	福井食品衛生協会会長
学 識 経 験 者	平工 雄介	福井大学学術研究院医学系部門教授
市 民	佐々木 恵美子	福井市食生活改善推進員連絡協議会会長
行 政	四方 啓裕	福井県福井健康福祉センター所長

(任期: 令和元年8月1日～令和3年7月31日)

6 主な定期業務

(令和2年8月1日現在)

項 目	日 程	受付時間	備 考
栄 養 成 分 表 示 相 談	月曜日～金曜日	8:30～17:15	予 約 制
エ イ ズ ・ 肝 炎 相 談	月曜日～金曜日	8:30～17:15	
エイズ・肝炎検査	通 常 検 査	毎月第2月曜日	14:00～16:00
	迅 速 検 査	毎月第3月曜日	9:00～10:30
	夜 間 検 査	毎月第4月曜日	17:00～19:00
精 神 保 健 相 談	精神科医師による	毎月第1・第3木曜日	14:00～17:00
	臨床心理士による	毎月第4水曜日	14:00～17:00
	保健師等による	月曜日～金曜日	8:30～17:15
長期療養児等の相談	保健師等による	月曜日～金曜日	8:30～17:15

2 医事

1 医療施設の状況

診療所、歯科診療所または助産所の開設や構造設備（診察室、給食施設等）、診療科目等を変更する場合には、「医療法」に基づく許可または届出が必要となります。

許可・届出件数

		(年度末) 施設数	申請・届出数(件)							合計
			開設許可	開設届	使用許可	変更許可	変更届	廃止届	その他	
令和元年度	一般診療所	263	9	13	9	9	58	8	66	172
	歯科診療所	139	2	7	0	5	13	5	47	79
	合計	402	11	20	9	14	71	13	113	251
2年度	一般診療所	267	7	14	0	12	47	11	62	153
	歯科診療所	140	1	5	0	0	19	4	16	45
	合計	407	8	19	0	12	66	15	78	198

2 医療安全相談

医療に関する悩みや心配事について、公平・中立な立場で相談を伺い、医療機関とよりよい信頼関係が築けるよう福井市医療安全相談窓口を設置しています。

相談件数 (件)

	令和元年度	2年度
相談件数	9	20

3 施術所

施術所を開設する場合や構造設備等を変更する場合には、「柔道整復師法」または「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（あはき法）に基づく届出が必要となります。

届出件数 (件)

		令和元年度		2年度	
		柔道整復師法	あはき法	柔道整復師法	あはき法
施設数 (年度末)		116	194	118	190
届出数	開設届	4	7	6	7
	変更届	7	7	10	11
	廃止届	4	2	4	11

4 医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師及び業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。市ではそれらの届出を受理し、審査・集計を行っています。

医師・歯科医師・薬剤師数

(平成30年12月31日現在) (人)

	医師		歯科医師		薬剤師	
	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対
福井市	979	376.2	201	77.2	667	260.2
福井県	2,057	265.8	445	57.5	1,466	189.4
全 国	327,210	258.8	104,908	83.0	311,289	246.2

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

看護職・歯科衛生・歯科技工士就業数

(平成30年12月31日現在) (人)

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	155	137	4,439	1,051	322	118
福井県	477	248	8,992	2,830	734	270
全 国	52,955	36,911	1,218,606	304,479	132,635	34,468

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」

5 骨髄等提供ドナー支援制度

骨髄等の提供の促進に寄与することを目的として、ドナーやドナーが勤務する事業所に対し助成金を交付しています。

助成金交付件数 (令和2年度から開始) (件)

	ドナー	事業所
令和2年度	4	1

3 病院・診療所への立入検査

「医療法」第 25 条第1項の規定に基づき、科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施しています。病院については県と合同で、診療所については市単独での立入検査を実施しています。

立入施設数

(施設数)

施設区分	実施頻度	令和元年度	2年度
病 院	1回/年	27	27
有床診療所	1回/3年	9	0
無床診療所	1回/5年	32	0
歯科診療所		30	0
合 計		98	27

※ 令和2年度については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ立入検査は病院のみを対象とし、原則として書面審査にて実施。診療所への立入検査は次年度へ延期。

4 薬事

1 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の販売をする場合には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、許可・届出が必要となります。

市内の施設に対し、開設時などの通常監視指導のほか、医薬品等一斉監視指導、医療機器等一斉監視指導の各強化期間に監視指導を実施しています。薬局開設者等に対しては、医薬品等の品質管理や適切な情報提供、薬剤師等の配置などについて指導しています。また、医療機器販売業者に対しては、販売管理体制などについて指導しています。

薬事関係施設数および監視数

			令和元年度		2年度	
			施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)
医薬品	薬 局		118	47	117	31
	薬局製造販売医薬品製造業		9	2	8	0
	薬局製造販売医薬品製造販売業		9	2	8	0
	店舗販売業		79	42	76	20
	薬種商販売業		1	0	1	0
医療機器	販売貸与業	高度管理医療機器	101	24	104	19
		管理医療機器	322	10	321	12
	販売業のみ	高度管理医療機器	112	27	117	21
		管理医療機器	384	12	387	6
	貸与業のみ	高度管理医療機器	0	0	0	0
		管理医療機器	1	0	1	0
	合 計		1,136	166	1,140	109

2 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合には、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録・届出が必要となります。また、特定の業種については、毒物または劇物を業務上取扱うことについても届出が必要となります。

市内の施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な監視指導を行っています。

毒物劇物関係施設数および監視数

		令和元年度		2年度	
		施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)
毒物劇物販売業	一般	165	21	164	12
	農業用品目	21	2	19	2
	特定品目	10	2	9	0
業務上取扱者	電気メッキ業	4	0	4	0
	金属熱処理業	0	0	0	0
	運送業	3	0	3	0
合 計		203	25	199	14

5 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づき、医師や獣医師、指定医療機関からの発生届出を受理し、感染症のまん延防止のために迅速かつ的確に対応するほか、患者に対する適切な医療の提供を図ります。また、正しい知識の普及啓発や検査・相談、感染症発生動向調査などにより、感染症の発生予防及びまん延防止に努めています。

1 感染症対策

(1) 感染症発生届出状況

「感染症法」に基づく発生届出があった際は、必要に応じ、感染経路を究明し、感染拡大防止のため、感染源との接触状況や発症までの行動等を迅速に調査します。なお、1類から3類感染症及び新型インフルエンザ等感染症については、就業制限や行政検査として接触者の健康診断等を実施します。

感染症発生届出状況 (各年1月1日～12月31日) (件)

感染症発生届出疾患 ※1		令和元年	2年
1類		0	0
2類	結核	43	※2 27
3類	腸管出血性大腸菌感染症	9	7
4類	E型肝炎	3	2
	つつが虫病	0	1
	レジオネラ症	4	9
5類	アメーバ赤痢	0	1
	ウイルス性肝炎	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8	9
	急性脳炎	3	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	9	7
	水痘(入院例)	3	2
	梅毒	7	9
	百日咳	36	3
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	0	186

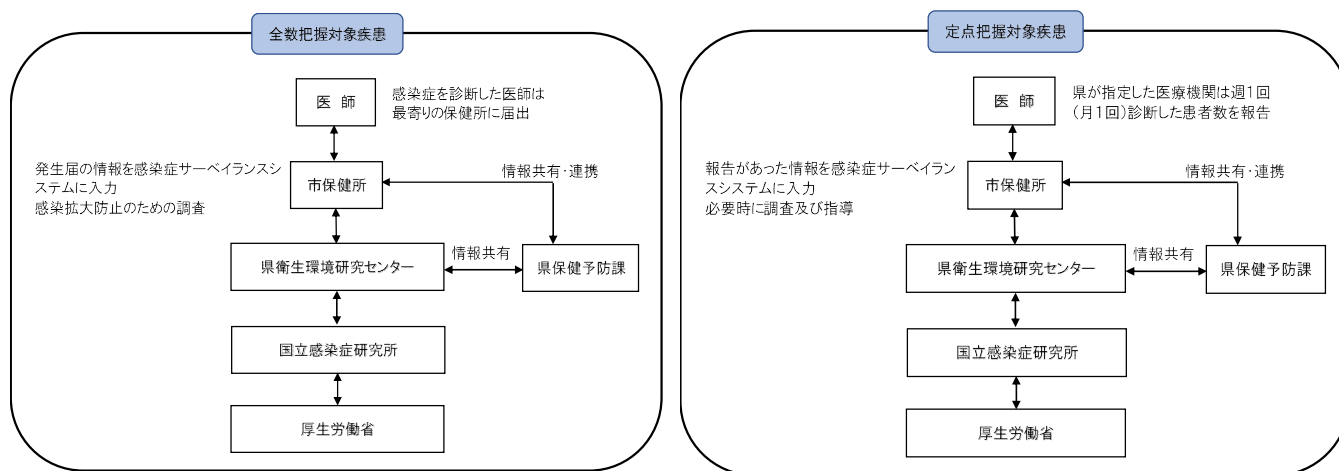
※1 感染症は、症状の重さや病原体の感染力の強さなどにより、1類～5類までの5種類に分類されている。
新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等感染症に分類されている。

※2 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した2件を含む。

(2) 感染症発生動向調査

「感染症法」に基づき、あらかじめ法律で定められた感染症について診断した医師からの報告をもとに感染症の発生状況を把握・分析し情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止するものです。

1類感染症から4類感染症と、5類感染症のうち全数把握対象疾患^{※1}については全ての医療機関から発生情報を収集し、5類感染症のうち定点把握対象疾患^{※2}については県が指定した医療機関から発生情報を収集しています。なお、福井県衛生環境研究センターが県下全域の結果を分析・公表し、市では市内の医療機関や庁内の関係所属等へ情報提供をしています。



※1 定点把握対象疾患を除いた 24 疾患。

※2 小児科定点(10 疾患)、基幹定点(8疾患)、性感染症定点(4疾患)、眼科定点(2疾患)、インフルエンザ定点(1疾患)の計 25 疾患。

(3) 感染症に関する普及啓発研修会

結核及びその他の感染症に関する研修会を通じて、正しい知識の普及を図り感染症の発生予防及び拡大防止に努めています。

実施状況

(人)

開催日	対象者	内 容	参加者数
—	—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	—

(4) 感染症診査協議会

感染症の診査に関する協議会を設置し、症状が急性で、迅速かつ的確な対応が必要とされる1類感染症、2類感染症等の患者の入院及び医療費公費負担の必要性について、学問的、専門的及び法律的観点から診査します。

市では、福井県感染症診査協議会の結核部会委員7名に福井市感染症診査協議会委員を委嘱し、県と合同で協議会を開催しています。

診査件数 (件)

	令和元年度	2年度
入院勧告	72	807
公費負担	65	39

2 結核対策

(1) 結核登録状況

結核と診断した医師から保健所へ結核発生届出があった際は、患者として登録し、服薬支援の他、医療費の公費負担、治療終了後の再発の有無の確認等、患者の管理を行い、結核のまん延防止を図ります。

新登録患者数 (各年1月1日～12月31日) (人)

	活動性結核								潜在性 結核 感染症
	総数	肺結核活動性						肺外結核	
		総数	喀痰塗抹陽性		その他の 結核菌 陽性	菌陰性 ・ その他			
			総数	初回 治療			再治療		
令和元年	32	20	5	4	1	11	4	12	11
2年	21	13	8	6	2	5	0	8	4

新登録患者病類別年齢別 (各年1月1日～12月31日) (人)

	令和元年				2年			
	活動性結核			潜在性結核感染症	活動性結核			潜在性結核感染症
	肺結核	肺外結核	合計		肺結核	肺外結核	合計	
0～9歳	0	0	0	2	0	0	0	0
10歳代	0	0	0	1	1	0	1	0
20歳代	1	1	2	2	1	0	1	0
30歳代	0	0	0	0	0	0	0	1
40歳代	0	0	0	1	0	0	0	2
50歳代	0	0	0	3	0	1	1	0
60歳代	1	0	1	1	1	1	2	1
70歳代	2	3	5	0	4	2	6	0
80歳代	9	4	13	1	5	4	9	0
90歳以上	7	4	11	0	1	0	1	0
合計	20	12	32	11	13	8	21	4

(2) 接触者の健康診断

結核患者の接触者に対して健康診断を行い、感染者及び発病者を発見し治療につなげます。

実施状況

(人)

	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診会場		検査項目				診察	
				保健所	医療機関	胸部X-P	喀痰検査	ツ反	IGRA検査	初診	再診
令和元年度	147	147	100	109	38	28	4	11	120	13	7
2年度	78	78	100	57	21	16	2	5	62	3	13

(3) 結核患者の管理検診

治療終了者に対して、再発の起こりやすい治療終了後2年間は6か月に1回、胸部レントゲン検査等の検診を行い、再発の早期発見を図ります。

実施状況

(人)

	対象者数 (延人数)	受診者数 (延人数)	受診率(%)	検査項目		診察	
				喀痰	X線検査	初診	再診
令和元年度	106	104	98.1	2	104	8	11
2年度	86	82	95.3	3	82	5	8

(4) 地域DOTSによる支援(直接服薬確認療法※)

結核のまん延防止及び多剤耐性結核の発生防止を目的として、結核患者が確実に抗結核薬を服用できるよう訪問等による服薬支援を行います。

※ 患者が処方された薬剤を服用するところを直接確認し、患者が治癒するまでその経過を確認すること。

実施状況

(件)

	令和元年度	2年度
実件数	35	23
延件数	232	112

(5) 結核定期健康診断

学校、医療機関、社会福祉施設等は、結核の定期健康診断を行い、その所在地を管轄する保健所に受診者数等を報告することが義務付けられています。結核の罹患率が高い高齢者等や、結核を発病すると周囲に感染させるおそれのある業務の従事者等に対し健康診断を実施することにより、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としています。

また、結核の定期健康診断の実施を促すため、私立学校、社会福祉施設に対し健康診断費用の3分の2を補助しています。

実施状況

(人)

	令和元年度					2年度				
	間接 撮影 者数	直接 撮影 者数	喀痰	被発見者数		間接 撮影 者数	直接 撮影 者数	喀痰	被発見者数	
				結核 患者	結核の 恐れが ある者				結核 患者	結核の 恐れが ある者
事業者※	2,664	11,670	0	0	0	2,151	11,266	0	0	0
学 校	1,819	4,010	0	0	0	2,664	2,797	0	0	0
社会福祉施設	542	1,393	4	0	0	792	1,352	8	0	0
住民健診	10,577	0	0	0	0	7,630	0	0	0	0
合 計	15,602	17,073	4	0	0	13,237	15,415	8	0	0

※ 学校、医療機関、社会福祉施設等において業務に従事する者。

補助金交付状況

		令和元年度	2年度
学 校	施 設 数	11	11
	受診者数	2,905	2,856
施 設	施 設 数	16	19
	受診者数	796	901

(6)結核予防普及啓発

結核の発生予防及びまん延防止を図るため、結核に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

実施状況

(人)

開催日	対象者	内容	参加者数
随 時	外国人	・転入届出時のチラシ配布 ・外国人技能実習生の監理団体へのチラシ配布	—

※ その他、研修会等については新型コロナウイルス感染症拡大により未実施。

3 エイズ対策

(1) HIV抗体検査・エイズ相談

通常検査、迅速検査、夜間検査のほか、検査普及週間及び世界エイズデーに合わせた休日検査を実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

検査及び相談実施状況

		通常検査	迅速検査	夜間検査	合 計	相談件数
令和元年度	回数	8	10	9	27	343
	人数	32	85	56	173	
2年度	回数	0	7	0	7	89
	人数	0	27	0	27	

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小。

HIV 抗体検査数内訳(性別、年齢階層別)

(人)

	19歳以下		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
令和元年度	3	3	28	34	33	15	26	8	12	1	6	1	2	1	173
2年度	0	0	6	6	5	2	2	0	5	1	0	0	0	0	27

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小。

(2) 普及啓発

HIV 抗体検査について、必要な人が受検できるよう周知を図ります。

- ・ ホームページ
- ・ エイズ関連情報サイトへの掲載(HIV検査・相談マップ、エイズ予防情報ネット)
- ・ 医療機関及び公共機関等でのポスター掲示及びチラシ・カードの設置
- ・ SNS(ツイッター及びフェイスブック)
- ・ 市政広報(6月及び12月休日イベント検査)

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施

- ・ 街頭キャンペーン(11月)

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施

4 肝炎対策

肝炎ウイルスの感染者を早期に発見するため、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するとともに、相談や陽性者フォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ります。

(1) 肝炎ウイルス検査及び相談

市内医療機関のほか、市保健所のHIV抗体検査実施日に合わせて、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

検査・相談実施状況

(人)

	検査件数						相談件数	
	医療機関			保健所				
	B型のみ	C型のみ	B型及び C型	B型のみ	C型のみ	B型及び C型	B型	C型
令和元年度	0	1	72	1	0	109	360	178
2年度	4	0	93	0	0	13	154	36

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小。

(2) 陽性者フォローアップ

肝炎ウイルス検査の他、健康増進事業における肝炎ウイルス検診等により、B型又はC型肝炎ウイルスに感染していることが判明し、保健所からの確認に同意をした方を対象に、調査票を郵送し医療機関の受診状況や診療状況を確認します。

検査・相談実施状況

(件)

	令和元年度	2年度
対象者数	12	10

(3) 肝炎治療医療費助成及び肝がん・重度肝硬変研究促進事業申請事務

B型及びC型肝炎医療費助成事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査及び定期検査費用の助成について申請窓口を設置し、県への進達事務を行っています。

申請件数 (件)

	令和元年度	2年度
インターフェロンフリー 治療	54	22
核酸アナログ製剤治療	12	10
核酸アナログ製剤治療(更新)	216	103
初回精密検査	11	10
定期検査	5	4
肝がん・重度肝硬変	2	4
肝がん・重度肝硬変(更新)	0	1

※ 核酸アナログ製剤治療(更新)は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月 28 日までの間に有効期間が満了する方について、有効期間を 1 年間延長する措置が取られたことから、申請数が減少している。

5 風しん対策

風しんの予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して実施することで、妊婦が風しんに感染すると胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防し、風しんの感染予防及びまん延防止を図っています。

風しん抗体検査実施状況 (人)

	令和元年度			2年度		
	受検者数	低抗体価数	予防接種者数	受検者数	低抗体価数	予防接種者数
妊娠を希望する女性	210	97	52	257	102	46
妊娠を希望する女性の配偶者等の同居家族	99	37	25	62	24	20
風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等の同居家族	17	4	4	11	2	2
合 計	326	138	81	330	128	68

6 新型コロナウイルス感染症対策

積極的疫学調査による濃厚接触者の早期特定、接触者を含め対象者を広く捉えた PCR 検査の実施等により、感染者の早期発見に努め、感染拡大防止及び重症化防止を図っています。

また、施設等で感染拡大が発生した場合には、県クラスター対策班と速やかに現地入りし、ゾーニングや感染防護措置等の指導を行うとともに、必要に応じ一斉検査や随時検査を行い、感染拡大防止を図ります。

6 健康危機管理体制の整備

地域において発生しうる健康危機について、迅速かつ適切な対応が図れるよう、感染症や災害発生時における対応手順書の作成、訓練や人材の育成、必要な機器及び機材の配備等を行い、健康危機管理体制の整備を図っています。

項 目	内 容
対応手順書	福井県健康福祉センターと「健康危機管理委員会」を設けて対応手順を協議中。新型コロナウイルス感染症収束後、検証を踏まえて更新予定。
訓 練	防護具着脱訓練及び移送車両操作確認(6/23)
機器及び機材の配備	令和元年度に配備済みであり、令和2年度は配備無し (令和元年配備品…感染症患者移送車、車いす型アイソレーター、災害用ヘルメット等)

7 母子保健

1 小児慢性特定疾病児童支援

小児慢性特定疾病とは、18 歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳未満）の者が、その疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、生命に危険が及ぶおそれがあるもので療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病です。

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

「児童福祉法」に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、疾患の治療方法の確立と普及、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成しています。医療費支給認定時の診断書は指定医が作成し、医療費助成の対象となる医療は指定医療機関が提供します。

なお、指定医及び指定医療機関は、申請に基づき市が指定します。

小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 (人)

	令和元年度	2年度
認定数	227	244

指定小児慢性特定疾病医療機関 (施設数)

	病院・診療所	歯科	薬局	訪問看護ステーション	合計
令和元年度	52	8	103	26	189
2年度	49	8	98	23	178

小児慢性特定疾病指定医 (人)

	令和元年度	2年度
指定医	171	168

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

「児童福祉法」に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、保健師等が児童等及びその家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

相談・訪問指導件数 (件)

	令和元年度	2年度
面接相談	54	9
電話相談	70	80
訪問指導	30	16

講演・相談会

(人)

開催日	内 容	参加者数
—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	—

2 不妊治療支援

不妊治療のうち、医療保険の適用がない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた方の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を平成 16 年度から実施しています。また、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)等の費用の一部を助成する「男性不妊治療」を、平成 29 年度から実施しています。

平成 30 年度までは、国・県の助成を県が、市の助成を健康管理センターが行っていましたが、市民がワンストップで手続きを行えるよう、令和元年度から福井市保健所で一括して行っています。

特定不妊治療費助成件数

(延べ件数)

	令和元年度	2 年度
助成件数	561 (4)	492 (2)

() 内は男性不妊件数

8 難病支援

1 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況

難病は、原因が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病で、長期療養が必要と考えられています。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定された指定難病の患者に対し、特定医療費の支給認定のための申請窓口を設置し、県への進達事務を行っています。

令和元年7月に対象となる疾病数は、333 疾病となりました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、支給認定の有効期間が延長されたため、更新申請がありませんでした。

申請状況	(件)		
	新規	変更	更新
令和元年度	308	1,206	1,734
2年度	282	915	0

2 難病患者地域支援対策推進事業

患者及び家族の療養上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援が実施できるよう、地域の関係機関や庁内関係課等と連携しています。

(1) 医療相談事業

患者及び家族の療養上の不安解消を図るため、難病に関する正しい知識の普及と医師等専門職の相談を受ける機会を設けています。

医療相談事業実施状況		(延べ人数)
開催日	内 容	参加者数
11 月 28 日 (土)	全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎、全身性強皮症 等 ・個別相談(医師、難病相談員による相談)	4

(2) 相談・訪問指導事業

医療・保健・福祉・介護等に関する支援を必要とする患者及び家族が抱える日常生活や療養上の不安解消を図るため、保健師等が訪問等により相談に応じています。

相談・訪問指導件数	(件)				
	面接相談	電話相談	訪問指導	ケア会議	連絡調整
令和元年度	228	358	81	5	58
2年度	73	100	34	9	82

(3) 難病対策地域協議会

難病患者等支援に携わる各分野の代表者が、地域における難病患者等への支援体制について、関係部局及び関係機関と情報を共有し、地域の実情に応じた体制が構築できるよう協議等を行っています。

開催状況		(人)
開催日	内 容	参加者数
2月5日 (金)	・福井市の難病患者の状況及び難病対策事業について ・新型コロナウイルス感染症の影響による難病患者支援の状況について ・各機関における支援の状況について	10

(4) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

人工呼吸器装着者をはじめとする医療ニーズの高い在宅の難病患者については、災害時に停電が発生した場合、生命に直結する危険があるため、患者本人、家族、支援関係者等と共に災害時個別対応マニュアルを作成し、適切に対応できるよう支援しています。

難病患者災害時個別対応マニュアルの作成状況 (人)

	令和元年度	2年度
対象者	8(8)	6(5)

()内は作成済み数

9 精神保健支援

1 精神障がい者の地域生活支援

(1) 通報等の経由

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下、「精神保健福祉法」という。)第22条、23条、26条の2及び3の規定に基づく通報等を受けた場合には、速やかに県に連絡するとともに、市が保有する必要な情報を提供します。

申請・通報状況等

(件)

	申請・通報状況					処理状況		
	一般申請 (22条)	警察官通報 (23条)	病院管理者 (26条の2)	医療観察対象 (26条の3)	合計	措置入院	措置不要	合計
令和元年度	10	49	1	0	60	30	30	60
2年度	9	47	0	0	56	27	29	56

(2) 退院後支援

「精神保健福祉法」第22条から第26条の3の規定に基づき、措置入院等となった患者の退院後の支援に関する計画を作成し、地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう支援しています。

退院後支援計画作成及び支援状況

(件)

	令和元年度	2年度
作成件数	6(3)	16(9)

()内は支援終了件数

(3) 組織の育成

精神保健福祉に関わる組織の自主的な活動を支援するため、相談助言を行っています。

自主グループの活動状況

名 称	活動内容	開催状況
精神保健福祉ボランティア 「クレヨン」	精神病院デイケアを中心に、お茶・習字・書道・生花・絵画などの活動や話し相手など	学習会 月1回 役員会 随 時
摂食障害者家族会 「バンビの会」	家族同士の話し合い、「ゆっくりの会」(当事者の会)の開催など	例 会 月1回
精神障害者家族会 「あすわ会」	たまり場(会員同士の交流等)の運営、相談事業(市民対象の相談会)の開催など	役員会 月1回 例 会 月1回

2 精神保健相談

「精神保健福祉法」に基づき、精神科医師等が心の健康や受診、社会復帰などのさまざまな相談に応じています。

精神科嘱託医による相談(月2回、予約制) (件)

	開催回数	相談件数
令和元年度	22	47
2年度	20	36

保健師等による相談・訪問指導件数(随時) (件)

	面接相談	電話相談	訪問指導	ケア会議	連絡調整
令和元年度	176	723	305	66	250
2年度	166	1,003	253	54	232

3 精神保健の理解促進に関する普及啓発

「精神保健福祉法」に基づき、市民の心の健康保持・増進を図るとともに、精神障がい者に対する関心と理解を深めるため講演会を開催する等、普及啓発を行っています。

・精神保健講演会

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

・ホームページに心の健康をチェックする「こころの健康度自己評価票」を常時掲載

・医療機関及び公共施設等に事業案内チラシを設置

4 自殺対策事業

「自殺対策基本法」に基づき、自殺対策に係る関係機関と連携し、相談支援や地域で支援する人材育成を行い、自殺予防及び自殺予防に関する市民の意識向上を図ります。

(1) 対面相談

新型コロナウイルス感染症の影響により不安やストレスを抱えている市民に対し、臨床心理士が傾聴することで、ストレス等に早期に対応する機会を設けています。また、弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門職が一堂に会し、ワンストップで様々な相談に応じる「悩みごと総合相談会」を開催することで悩みを抱えている人の支援を行います。

臨床心理士による相談 (令和2年度から開始) (件)

	開催件数	相談件数
令和2年度	9	21

悩みごと総合相談会開催状況 (3か月毎に開催)

開催日	参加者数 (延べ人数)
9月12日(土)	9 (10)
11月14日(土)	7 (8)
1月16日(土)	9 (11)
3月13日(土)	11 (12)

(2) 人材育成

自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材 (ゲートキーパー) を養成します。

ゲートキーパー養成研修実施状況 (人)

開催日	内 容	対象者	参加者数
3月8日(月)～31日(水)	動画配信による研修 ・「ゲートキーパーの役割」等	市民	41

10 栄養管理支援

1 栄養管理支援事業

「健康増進法」第18条第2項に基づき、保健所の栄養指導員が給食施設の栄養管理業務担当者のスキルアップを目的とした研修や情報提供を行い、施設利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進しています。また、規模の大きな特定給食施設※を中心に巡回指導を行い、適切な栄養管理の実施及び管理栄養士・栄養士の配置を推進しています。

※特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。

特定給食施設巡回指導実施状況

			学校	病院	介護老人保健施設	介護医療院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他	小計	合計
令和元年度	対象施設数	特定	59	19	9		18	60	3	2	170	379
		その他	25	8	5		76	33	10	52	209	
	指導実績	特定	26	19	0		8	39	0	0	92	137
		その他	8	8	0		6	12	3	8	45	
2年度	対象施設数	特定	58	19	9	0	19	61	3	2	171	377
		その他	23	8	5	1	74	33	10	52	206	
	指導実績	特定	30	19	0	0	0	36	0	0	85	107
		その他	2	8	0	0	1	9	0	2	22	

集団指導(研修会等)実施状況

(人)

開催日	内 容	参加者数
—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	—

2 食品表示(栄養成分表示)等の推進

平成27年4月に「食品表示法」が施行されたことから、法令の周知活動を行うとともに、栄養成分表示の相談窓口を開設し、事業者の取り組みを支援しています。また、「健康増進法」に基づく虚偽誇大表示等についても指導助言を行っています。

法令の周知活動

	内 容
令和元年度	講習会での周知 (51 回 2,829 人)
2年度	郵送等によるチラシ配布 (4,000 通)

食品表示法(栄養成分表示)及び健康増進法(虚偽誇大表示等の禁止)の相談対応状況

(件)

	食品表示法 (栄養成分表示)	健康増進法 (虚偽誇大表示等)
令和元年度	112	2
2年度	92	1

3 国民健康・栄養調査

「健康増進法」第 10 条に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基礎資料を作成するため、市が国(厚生労働省)からの委託を受け、国民の身体状況や栄養摂取量、生活習慣の状況を明らかにする調査に関する事務を行います。

実施状況

	内 容
令和元年度	国からの調査地区指定がなかったため実施なし
2年度	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

11 受動喫煙対策

「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、望まない受動喫煙を防止するため、事業者に対し、施設の区分に応じ施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するなどの改正内容について、周知啓発及び相談指導等を行います。

周知啓発

周知方法	周 知 先
チラシの配布	食品衛生講習会受講者、市保健所窓口、市関係所属等
事業者向けポスターの配布	福井商工会議所、各商工会、市関係所属等
メディア等	ケーブルテレビ（行政チャンネル CM）、ホームページ

相談等対応状況 (件)

	令和元年度	2年度
相談件数	78	55

喫煙可能室※設置施設の届出状況 (件)

	令和元年度	2年度
届出受理件数	186	78

※令和2年4月1日時点で営業している経営規模の小さな飲食店においては、事業継続に影響があることから、施設の全部、または一部に喫煙可能室の設置が可能とされている。喫煙可能室では、喫煙のほか飲食も可能である。

12 食品衛生

1 食品衛生事業

(1) 食品衛生監視指導（「食品衛生法」第24条に基づく監視計画）

毎年度策定する監視指導計画に基づき、食品等の安全性の確保と食中毒等の健康危害の発生を防止するため、許可を要する営業施設及び許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。

(2) 食品衛生関係許可事務

「食品衛生法」に基づく新規許可、継続許可及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

「食品衛生法」に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

		令和元年度		2年度				
		営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数
					継続	新規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,046	438	1,021	139	83	108	443
	仕出し屋・弁当屋	446	216	457	66	58	47	300
	旅館	84	35	83	16	4	5	30
	その他	2,220	913	2,124	250	168	264	888
菓子（パンを含む。）製造業		485	248	494	65	55	46	284
乳処理業		1	3	1	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		7	9	10	2	3	0	7
集乳業		0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		419	259	416	56	24	27	246
魚介類せり売り営業		2	4	2	0	0	0	4
魚肉練り製品製造業		3	3	3	0	0	0	1
食品の冷凍又は冷蔵業		28	31	29	6	4	3	25
かん詰又はびん詰食品製造業		6	2	5	0	0	1	3
喫茶店営業		634	119	516	118	24	142	174
あん類製造業		3	1	3	0	0	0	5
アイスクリーム類製造業		95	47	90	12	11	16	65
乳類販売業		589	255	547	59	15	57	187
食肉処理業		31	26	30	3	2	3	23
食肉販売業		364	228	382	38	40	22	225
食肉製品製造業		4	5	4	1	0	0	2
乳酸菌飲料製造業		1	3	1	0	0	0	0

食用油脂製造業	1	1	1	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	14	6	13	1	0	1	10
しょうゆ製造業	11	7	11	0	0	0	5
ソース類製造業	16	3	15	1	1	2	5
酒類製造業	13	3	13	1	0	0	1
豆腐製造業	21	9	19	5	1	3	17
納豆製造業	3	2	3	0	0	0	0
麺類製造業	31	20	36	4	9	4	28
そうざい製造業	157	128	171	14	29	15	133
添加物製造業（法第 11 条第 1 項対象（規格基準あり））	1	0	1	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	9	6	10	0	1	0	4
氷雪製造業	3	6	3	0	0	0	1
氷雪販売業	2	4	2	0	0	0	2
合 計	6,750	3,040	6,516	857	532	766	3,118

「食品衛生法」による許可が不要である食品営業関係施設数・監視指導の状況

		令和元年度		2 年度	
		施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
給食施設	学 校	51	50	50	38
	病院・診療所	47	23	42	30
	事業所	6	3	6	0
	その他	146	99	141	71
乳さく取業		0	0	0	0
食品製造業		64	51	64	44
野菜果物販売業		80	152	81	152
そうざい販売業		252	174	244	134
菓子（パンを含む。）販売業		245	146	237	106
食品販売業（その他）		264	222	257	186
添加物製造業（規格基準なし）		0	0	0	0
添加物販売業		236	119	227	85
氷雪採取業		0	0	0	0
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		239	131	235	97
合 計		1,630	1,170	1,584	943

(3) 食品の収去（「食品衛生法」第 28 条に基づく食品の行政検査）

市内外に流通する食品の安全性を確認するため、検査を計画的に行っています。不適合となった案件については、速やかに改善したことを確認しています。

食品収去検査の状況

(件)

事業名	対象食品	令和元年度		2 年度	
		検査 件数	不適合 件数	検査 件数	不適合 件数
春の行楽地衛生対策	一般食品（菓子、弁当等）	12	0	-	-
牛乳の成分規格等検査	牛乳	1	0	-	-
夏期食品一斉取締り	一般食品	52	2	51	3
輸入食品対策	冷凍食品、清涼飲料水、 加工食品、菓子等	9	0	9	0
畜水産食品検査	魚介類、鶏卵、食鳥肉	6	0	2	0
野菜・果実検査	市内産野菜・果実、市外 産または輸入野菜・果実	6	0	6	0
秋の行楽地衛生対策	一般食品（菓子、弁当等）	12	3	12	0
玄米検査	市内産玄米	1	0	2	0
液卵のサルモネラ検査	液卵	2	0	2	0
添加物表示対策	醤油、みそ、魚介類加工 品	7	0	7	0
年末食品一斉取締り	一般食品	45	2	45	5
クダアモニタリング	ヒラメ	1	0	1	0
容器包装等検査	容器包装、玩具等	3	0	3	0
遺伝子組換え食品検査	大豆食品（豆腐）	2	0	2	0
アレルギー表示検査	加工食品	2	0	-	-
ジビエ肉モニタリング	イノシシ肉、鹿肉等	2	0	1	0
合 計		163	7	143	8

2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

許可を要する営業施設の食品衛生責任者等を対象とした定期講習会及び許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした講習会など、依頼に応じた出前講習会を実施しています。

食品衛生講習会の実施状況

	定期講習会		出前講習会	
	実施回数（回）	受講者数（人）	実施回数（回）	受講者数（人）
令和元年度	41	2,357	22	1,322
2 年度	43	1,154	16	654

3 食品による健康被害等に関する対応

(1) 食中毒に関する調査（「食品衛生法」第 56 条等）

市内で発生した食中毒事件及び病因物質は下表のとおりです。

食中毒発生状況

	発生日	患者数 / 摂食者数	原因食品	病因物質
令和元年度	H31. 4.14	2 / 3	自宅で調製したカレー（スイセンを誤食）	植物性自然毒
	R1. 6.12	1 / 1	量販店が販売した生食用アジの短冊	アニサキス
	R1. 6.19	3 / 16	飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
	R2. 1. 6	3 / 32	飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
2年度	R2. 5.17	1 / 2	飲食店が調理販売したしめ鯖寿司	アニサキス
	R2. 6.14	3 / 11	飲食店が調理提供した食事	サルモネラ
	R2. 6.19	1 / 1	飲食店が調理提供したしめ鯖寿司	アニサキス
	R3. 2. 7	2 / 40	飲食店が調理提供したヒラメの刺身	クドア・セブテンブ ンクタータ

(2) 食品による健康被害等に関する行政処分（「食品衛生法」第 54 条等）

被害の拡大防止・原因究明及び再発防止を図るため、「食品衛生法」に基づく行政処分として、下表のとおり営業停止命令を行いました。

行政処分の状況

(件)

	処 分 件 数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
令和元年度	—	—	3	—	—	—
2年度	—	—	3	—	1	1

(3) 一般相談への対応

飲食店などの開業や食品表示に関する相談及び喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。

食品関係相談の状況

(件)

	食品総合相談件数						
		相談			苦情		
		営業	表示	その他	食中毒・ 有症苦情	不良食品・ 異物混入	その他
令和元年度	2,200	1,019	177	877	71	40	16
2年度	3,742	1,336	124	2,153	58	48	23

13 動物愛護管理業務

1 動物取扱業への監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、基準に適合した施設構造による適正な飼養が行われるよう、飼養動物取扱業及び特定動物飼養許可施設に対して監視等を行っています。

第一種動物取扱業※登録施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳					監視指導数(延べ)
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
令和元年度	74	32	49	1	4	10	111
2年度	76	31	49	1	5	10	113

※ 有償・無償の別を問わず反復・継続して事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上、業として認められる行為。

第二種動物取扱業※届出施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳				監視指導数(延べ)
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
令和元年度	3	1	0	1	2	4
2年度	5	3	1	1	2	6

※ 営利を目的とせず、飼養施設を設置して一定数以上の動物の取扱いを行う行為。

特定動物※飼養許可施設数・監視指導の状況

	施設数	動物種	頭数	監視指導数(延べ)
令和元年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	20	1
2年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	17	1

※ 人の生命・身体又は財産に危害を加える恐れのある危険動物で、政令で、クマ、トラ、ワニ、マムシ等の哺乳類、鳥類、爬虫類約 650 種が定められている。動物園や試験研究施設等の特定目的で、特定動物を飼養するためには動物の種類や飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要となる。なお、令和2年6月1日から愛玩目的等で特定動物を飼養することは禁止されている。

2 飼い主のいない猫の不妊手術費助成事業

飼い主のいない猫の出生を抑制することで数を減らし猫の引き取り数を減少させるため、平成 25 年度より不妊手術費用の一部を助成しています。平成 30 年度までは健康管理センターで行っていましたが、中核市移行に伴い、令和元年度からは福井市保健所が行っています。

○ 対象者（次の条件を全て満たす方）

- ・ 福井市内に居住する方で、手術予定の野良猫と同じ居住地域の方
- ・ 手術後、元の場所に戻し、責任をもって糞尿の始末及び餌やり等の管理ができる方
- ・ 手術済みの猫であると判別できるように、手術時に耳先をVカットすることを了承できる方
- ・ 手術同意書に同意できる方

○ 対象となる猫

- ・ 生後4カ月以上で、外観上健康と認められる飼い主のいない猫（野良猫）

助成の実績 (匹)

	オス	メス
令和元年度	31	80
2年度	38	75

14 狂犬病予防業務

狂犬病の発生やまん延を防止するため、「狂犬病予防法」に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行っています。平成 30 年度までは健康管理センターで行っていましたが、中核市移行に伴い、令和元年度からは福井市保健所が行っています。

飼い犬登録数及び狂犬病予防注射数

(頭)

	犬の登録数		予防注射数
	年度末登録数	うち新規登録数※	
令和元年度	10,968	870	7,809
2年度	10,766	982	7,964

※ 新規登録数は、転入登録 (前住所地登録済み) を含めない。

15 環境衛生

1 生活衛生事業

(1) 営業施設の監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」、「公衆浴場法」、「旅館業法」、「興行場法」に基づく営業施設について、適切な衛生管理が行われるよう監視指導を行っています。

また、レジオネラ症発生防止対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館の浴槽水について、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

(2) 生活衛生関係許可等事務

各法に基づく新規許可、開設届及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

営業六法施設数・監視指導の状況

		令和元年度				2年度			
		営業 施設数 (年度末)	新規 施設数	廃業 施設数	監視 指導 施設数	営業 施設数 (年度末)	新規 施設数	廃業 施設数	監視 指導 施設数
理 容 所		299	5	7	35	298	3	4	12
美 容 所		736	41	25	175	732	35	39	41
クリーニング所	洗濯所	79	1	0	6	74	1	6	52
	取次所	243	5	15	5	239	1	5	1
公衆浴場	普通	8	0	0	1	8	0	0	0
	特殊	41	4	1	19	38	0	3	22
旅 館	旅館・ホテル	99	0	2	30	94	1	6	28
	簡易宿所	49	4	1	14	57	13	5	18
	下宿	-	-	-	-	-	-	-	-
	特例	1	0	1	0	0	0	1	0
興行場	常設	22	0	0	1	16	0	6	0
	仮設	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,577	60	52	286	1,556	54	75	174

浴槽水の行政検査状況

	検査数	検出数
令和元年度	9	1
2年度	9	1

2 浄化槽の適正な維持管理

「浄化槽法」に基づき、浄化槽設置の届出の受理、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。また、浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

浄化槽設置基数・浄化槽保守点検業届出の状況

	浄化槽設置基数	保守点検業(登録件数)
令和元年度	11,573	4
2年度	10,903	4

3 特定建築物に対する監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する、多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、空気環境や飲料水等が衛生的に管理されるよう、同法第 11 条第 1 項に基づき定期的に監視指導を行っています。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

特定建築物施設数・監視指導の状況

	令和元年度		2年度	
	施設数(年度末)	監視指導施設数	施設数(年度末)	監視指導施設数
興行場	1	0	1	0
百貨店	7	0	7	2
店 舗	23	8	23	8
事務所	50	10	51	13
学 校	12	0	12	8
旅 館	17	6	16	6
その他	17	7	16	1
合 計	127	31	126	38

4 温泉利用施設に対する監視指導

「温泉法」に基づく温泉利用施設に対し、衛生管理が適正に行われるよう、施設への立入等監視指導を行っています。

温泉施設数・監視指導の状況

	浴用許可		飲用許可	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
令和元年度	34	6	5	0
2年度	32	10	4	2

5 遊泳用プール施設に対する監視指導

遊泳用プールの衛生水準を確保するため、国が示す衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

プール施設数・監視指導の状況

	施設数 (年度末)	うち休業数	監視対象 施設数	監視指導 施設数
令和元年度	16	0	16	16
2年度	16	0	16	16

16 研修生・実習生の受入れ

保健所で実際の体験を通し、公衆衛生の機能及び役割を学ぶことを目的として、学生の実習等を受入れています。

受入状況

(人)

学 校 名	種別	期 間	人数
福井大学医学部看護学科	看護	令和2年12月 7日～12月18日	5
福井県立大学看護福祉学部看護学科	看護	令和2年 7月13日～ 8月 3日	4
		令和2年 8月26日～ 9月17日	3

福井市保健所



交通のご案内

- JR 福井駅下車 徒歩 18 分
- 市内バス 福井商工会議所下車 徒歩 2 分
- 福鉄電車 商工会議所前下車 徒歩 2 分

〒918-8004

福井市西木田 2 丁目 8 番 8 号

保健企画課 TEL (0776) 33-5182

保健予防室 TEL (0776) 33-5184

保健支援室 TEL (0776) 33-5185

生活衛生室 TEL (0776) 33-5183

FAX (0776) 33-5473